

仕 様 書

1 名称 令和6年度タブレット端末（セルラーモデル）等の借受（保健福祉局総務部保護課）

2 数量 下記3のとおり

3 規格及び数量

※適合品①以外で見積の場合は、入札書提出期限までに担当課まで同等・規格確認書、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を電子メールで提出し、担当課の確認及び承認を受けること（規格が同じでも型番が違うものについては、同等・規格確認書の提出が必要となります。）なお、電子メールで提出する場合、見積依頼用メールアドレスから、下記担当課のメールアドレス宛に送付すること。

（1）指定品

No.	メーカー	型番	品名	数量
1	SHARP	SH-T01L	タブレット セルラーモデル SH-T01L ※モバイルデータ通信回線の整備については不要とする。	85
2	SHARP	SH-AC05	ACアダプター	85

（2）同等品

同等品条件			
カテゴリ	規格等		数量
USB TypeC-LAN変換アダプタ	●（1）のタブレット端末に対応していること。 ●USBインターフェイスについては、以下の要件を満たすこと。 ・コネクタ：USB Type-Cオス ・規格：USB3.2 Gen1/USB3.1 Gen1/3.0/2.0 ・転送速度：最大1Gbps ・対応OS：Android 11以降 ●LANインターフェイスについては、以下の要件を満たすこと。 ・コネクタ：RJ-45（Auto MDI/MDI-X対応） ・規格：IEEE802.3ab準拠 ・対応OS：Windows 10/11		17
画面保護フィルム	●（1）のタブレット端末に対応していること。 ●カッター等でサイズを調整する必要のないこと。 ●借受終了時において、発注者が保護フィルムを端末から剥がすことは不要とする。		85
保護ケース	●（1）のタブレット端末に対応し、端末の前面と背面を保護できること。 ●（1）のタブレット端末の背面カメラに対応し、ケースをタブレット端末に装着したまま、背面カメラを使用できること。		85

適合品①

No.	メーカー	型番	品名	数量
1	グリーンハウス	GH-ULACB-GY	USB TypeC-LAN変換アダプタ	17
2	エムディーエス	MDS-UGFLSHT01	SHARP SH-T01・SH-T01L対応 液晶保護フィルム	85
3	エムディーエス	MDS-HCSHT01FLBK	SHARP SH-T01・SH-T01L対応 フラップケース	85

4 キットिंग

3のタブレット端末等について、納品時までに以下のキットिंग作業を実施すること。なお、以下のキットिंगに必要な情報については、契約締結後、発注者より別途通知する。

No.	キットिंग内容	備考	数量
1	各端末を識別可能とするためのラベルシールの作成・タブレット端末本体及び保護ケースへの貼付	ラベルシールに表記する文言は、発注者と受注者の協議の上で決定する。	85
2	タブレット端末への保護フィルム貼付	保護フィルムが不良品であると発注者が認める場合を除き、著しく気泡が目立つ等貼り付けに失敗した場合には、受注者の責任において新品を用意の上貼り直すこと。	85
3	タブレット端末への保護ケース取付		85
4	本市が調達し、設定内容を指定するMDM管理ツールの導入 ・QRコードによるMDM管理ツールのインストール、初期設定 ・MDM管理ツールに必要な権限設定 ・管理コンソールからのセキュリティポリシーの適用・端末への同期	初期設定時、設定内容に外部送信が含まれているもの（位置情報等）については、全てOFFにすること。	85
5	本市が指定するパスコードの設定	パスコードの設定情報については、契約締結後、発注者より別途通知する。	85

5 借受期間

令和6年（2024年）12月1日から令和11年（2029年）11月30日まで（60か月間）

6 納入期限

令和6年11月1日まで

※なお、納入日時については、担当課と受注者の打合せの上で決定する。

7 納入及び検査場所

札幌市保健福祉局総務部保護課執務室（札幌市役所本庁舎3階北側）

8 担当課

部署名：札幌市保健福祉局総務部保護課

住所：札幌市中央区北1条西2丁目

担当：萬里小路（011）-211-2992 seikatsuhogo@city.sapporo.jp

9 租税公課・リース料率変更時の取扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でも、リース料金について一切変更を行わない。

10 特記事項

（1）納入場所等について、事前に担当課と打合せをすること。

（2）機器等の梱包材は受注者が納入後速やかに引き取ること。

（3）契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明を求めることがあることから、その場合、出荷引受書の提出が可能であることを応札条件とする。

（4）ネットワーク設定及び調整を行った後に、正常に一体として最良の状態で機能しない場合は、受注者が原因究明に協力すること。

（なお、ネットワーク設定及び調整は別途本市が委託した業者が行う。）

（5）本仕様書に基づき借り受けるタブレット端末等については、借受期間満了と同時に所有権を札幌市に移転すること。

（6）発注者及び受注者は、納入について緊密に事前調整し、問題が発生した場合は速やかに対応策を協議し、目的達成のため誠実に問題解決にあたること。

その他、本仕様書に記載のない事項について、疑義等が生じた場合は、双方で協議し、解決するものとする。